

議 会 運 営 委 員 会

令和 6 年 2 月 1 5 日（木）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 令和 6 年第 1 回（3 月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 尾張旭市議会基本条例の見直しについて
- 3 令和 7 年度議会費予算要望について
- 4 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 令和 6 年第 1 回（3 月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第 1 日目、第 2 日目以降
- 3 令和 6 年第 1 回（3 月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める陳情
- 5 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情
- 6 要望書等文書表

【議題 2 資料】

- 7－1 尾張旭市議会基本条例の一部を改正する条例（案）
- 7－2 尾張旭市議会基本条例逐条解説一部改正案

【議題 3 資料】

- 8 令和 7 年度議会費予算要望一覧

【議題 4 資料】

- 9 令和 6 年度当初予算説明書の表記について（通知）

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会日程（案）

(会期25日間)

開催日	曜日	開議時間	会議名	日程等
第1日	2月27日	火	午前9時30分	本会議 1 議会運営委員長報告 2 会議録署名者の指名 3 諸報告 4 会期の決定 5 委員会の所管事務調査報告の件 6 施政方針演説 7 第1号議案から第15号議案まで及び第17号議案から第30号議案まで 上程、提案理由の説明 8 第16号議案 上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託 9 同意案第1号及び同意案第2号 上程、提案理由の説明
第2日	2月28日	水		休会
第3日	2月29日	木		〃
第4日	3月1日	金		〃
第5日	3月2日	土		〃
第6日	3月3日	日		〃
第7日	3月4日	月		〃
第8日	3月5日	火	午前9時30分	本会議 1 一般質問
第9日	3月6日	水		休会
第10日	3月7日	木	午前9時30分	本会議 1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 陳情
第11日	3月8日	金	〃	〃
			本会議終了後	予算決算特別委員会（全体会） 総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 各分科会への割り振り
第12日	3月9日	土		休会
第13日	3月10日	日		〃
第14日	3月11日	月		〃
第15日	3月12日	火		〃
第16日	3月13日	水	午前9時30分	福祉文教委員会 付託議案等の審査
			福祉文教委員会終了後	予算決算特別委員会 付託議案の審査
第17日	3月14日	木	午前9時30分	都市環境委員会 付託議案等の審査
			都市環境委員会終了後	予算決算特別委員会 付託議案の審査
第18日	3月15日	金	午前9時30分	総務委員会 付託議案等の審査
			総務委員会終了後	予算決算特別委員会 付託議案の審査
第19日	3月16日	土		休会
第20日	3月17日	日		〃
第21日	3月18日	月	午前9時30分	予算決算特別委員会（全体会） 各分科会会長審査報告及び報告に対する質疑 討論、採決
			予算決算特別委員会（全体会）終了後	議会みらい創造 特別委員会
第22日	3月19日	火		休会 (予定：午後1時30分 各派代表者会)
第23日	3月20日	水		〃
第24日	3月21日	木	午前9時30分	議会運営委員会
第25日	3月22日	金	〃	本会議 1 議会運営委員長報告 2 諸報告 3 委員会の所管事務調査報告の件 4 委員長報告及び報告に対する質疑 5 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

第 1 会議録署名者の指名

(市原 誠二 議員)

(片渕 卓三 議員)

第 2 諸報告

(1) 議長報告

(2) 市長報告

第 3 会期の決定

(会期 25 日間)

第 4 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 5 施政方針演説

第 6 第1号議案から第15号議案まで及び第17号議案から第30号議案
まで

上程、提案理由の説明

第 7 第16号議案

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 8 同意案第1号及び同意案第2号

上程、提案理由の説明

議事日程（案）第2日目以降

第 1 一般質問

第 2 議案質疑

第 3 議案の討論、採決又は委員会付託

第 4 陳情

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧

1 議案（30件）

番号	件名
第1号議案	令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）
第2号議案	令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第3号議案	令和5年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第3号）
第4号議案	令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
第5号議案	令和6年度尾張旭市一般会計予算
第6号議案	令和6年度尾張旭市国民健康保険特別会計予算
第7号議案	令和6年度尾張旭市土地取得特別会計予算
第8号議案	令和6年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計予算
第9号議案	令和6年度尾張旭市介護保険特別会計予算
第10号議案	令和6年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計予算
第11号議案	令和6年度尾張旭市水道事業会計予算
第12号議案	令和6年度尾張旭市公共下水道事業会計予算
第13号議案	行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第14号議案	尾張旭市職員定数条例の一部改正について
第15号議案	尾張旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び尾張旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第16号議案	尾張旭市手数料条例の一部改正について
第17号議案	尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第18号議案	尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第19号議案	尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第20号議案	尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第21号議案	尾張旭市廃棄物処理清掃条例の一部改正について
第22号議案	尾張旭市国民健康保険税条例の一部改正について

第 2 3 号議案	尾張旭市介護保険条例の一部改正について
第 2 4 号議案	尾張旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 5 号議案	尾張旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 6 号議案	尾張旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 7 号議案	尾張旭市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 2 8 号議案	尾張旭市水道事業の設置等に関する条例及び尾張旭市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第 2 9 号議案	尾張旭市水道事業給水条例の一部改正について
第 3 0 号議案	水槽付消防ポンプ自動車の取得について

2 同意案（2件）

番号	件名
同意案第 1 号	公平委員会委員の選任について
同意案第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 案 等 の 概 要

1 議案（30件）

第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）（財政課）

（単位 千円）

補正前額		29, 322, 601	補 正 額	384, 449	補正後額	29, 707, 050
主な歳入	・ 地方交付税 普通地方交付税					177, 000
	・ 国庫支出金 都市構造再編集集中支援事業費補助金					42, 300
	学校施設環境改善交付金					35, 581
	・ 繰入金 財政調整基金繰入金					△50, 000
	・ 市債 小学校トイレ改修事業					70, 000
	主な歳出	・ 減債基金積立金				
・ 賄材料費（保育園・学校給食）					△35, 719	
・ 尾張東部衛生組合負担金					△33, 405	
・ 雨水排水整備事業					35, 000	
・ 旭台第 1 号公園改良事業					55, 064	
・ 小学校トイレ改修事業					163, 393	
繰越明許費補正 1 3 件、債務負担行為補正 1 件、地方債補正 6 件						

第2号議案 令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前額	7,098,554	補 正 額	100,000	補正後額	7,198,554
歳入	・ 県支出金				100,000
歳出	・ 保険給付費				100,000

第3号議案 令和5年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第3号）（長寿課）

（単位 千円）

補正前額	6,129,506	補 正 額	118,126	補正後額	6,247,632
主な歳入	・ 支払基金交付金				34,020
	・ 繰入金				73,452
主な歳出	・ 保険給付費				126,000

第4号議案 令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第3号）（経営政策課）

（単位 千円）

収益的收入	補正前額	2,031,433	補 正 額	10,500	補正後額	2,041,933
主な収入	・ 一般会計補助金					10,500

第 5 号議案 令和 6 年度尾張旭市一般会計予算（財政課）

（単位 千円）

本年度予算額	28,440,000	前年度予算額	25,520,000	比較	2,920,000
--------	------------	--------	------------	----	-----------

第 6 号議案 令和 6 年度尾張旭市国民健康保険特別会計予算（保険医療課）

（単位 千円）

本年度予算額	7,293,000	前年度予算額	7,068,000	比較	225,000
--------	-----------	--------	-----------	----	---------

第 7 号議案 令和 6 年度尾張旭市土地取得特別会計予算（財政課）

（単位 千円）

本年度予算額	260,000	前年度予算額	344,000	比較	△84,000
--------	---------	--------	---------	----	---------

第 8 号議案 令和 6 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計予算（環境課）

（単位 千円）

本年度予算額	38,200	前年度予算額	36,700	比較	1,500
--------	--------	--------	--------	----	-------

第 9 号議案 令和 6 年度尾張旭市介護保険特別会計予算（長寿課）

（単位 千円）

本年度予算額	6,686,000	前年度予算額	6,023,000	比較	663,000
--------	-----------	--------	-----------	----	---------

第 10 号議案 令和 6 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計予算（保険医療課）

（単位 千円）

本年度予算額	1,512,000	前年度予算額	1,482,000	比較	30,000
--------	-----------	--------	-----------	----	--------

第 11 号議案 令和 6 年度尾張旭市水道事業会計予算（経営政策課）

（単位 千円）

本年度予算額	2,321,410	前年度予算額	2,303,942	比較	17,468
--------	-----------	--------	-----------	----	--------

第 12 号議案 令和 6 年度尾張旭市公共下水道事業会計予算（経営政策課）

（単位 千円）

本年度予算額	3,572,073	前年度予算額	3,858,074	比較	△286,001
--------	-----------	--------	-----------	----	----------

第 13 号議案 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(企画課)

行政組織を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 14 号議案 尾張旭市職員定数条例の一部改正について (人事課)

監査委員の事務局の職員の定数を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 15 号議案 尾張旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び尾張旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (人事課)

会計年度任用職員の報酬基準額を改定し、勤勉手当を支給するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 16 号議案 尾張旭市手数料条例の一部改正について (市民課)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 3 月 1 日

第 17 号議案 尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(文化スポーツ課)

総合体育館の設備の拡充に伴い、使用料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

第 18 号議案 尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども未来課)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和 6 年 4 月 1 日

第 19 号議案 尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（こども未来課）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

第 20 号議案 尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について（暮らし政策課）

尾張旭市東部市民センター、尾張旭市スカイワードあさひ、尾張旭市渋川福祉センター、尾張旭市旭城及び尾張旭市新池交流館において営利目的での利用等の運用を統一するに当たり、所要の整備を図る。

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

第 21 号議案 尾張旭市廃棄物処理清掃条例の一部改正について（環境課）

動物の死体の処分に係る一般廃棄物処理手数料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 22 号議案 尾張旭市国民健康保険税条例の一部改正について（保険医療課）

国民健康保険税の税率等を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 23 号議案 尾張旭市介護保険条例の一部改正について（介護保険課）

介護保険事業計画の見直しにより介護保険料率の算定に関する基準を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 2 4 号議案 尾張旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（長寿課）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 2 5 号議案 尾張旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（長寿課）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 2 6 号議案 尾張旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（長寿課）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 2 7 号議案 尾張旭市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について（都市計画課）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 2 8 号議案 尾張旭市水道事業の設置等に関する条例及び尾張旭市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（経営政策課）

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 29 号議案 尾張旭市水道事業給水条例の一部改正について（上水道課）

水道法の一部改正等に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

第 30 号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について（消防総務課）

水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

2 同意案（2 件）

同意案第 1 号 公平委員会委員の選任について（人事課）

令和 6 年 3 月 31 日で任期満了となる公平委員会委員 宮田 弘 氏の後任として中村 昌弘 氏を選任するため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

同意案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（人事課）

令和 6 年 3 月 31 日で任期満了となる固定資産評価審査委員会委員 田島 敬二氏を再度選任するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

<市長報告（1 件）>

専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第 2 項の規定による報告を行う。

- ・施設管理上の瑕疵による物損事故

損害賠償額 246,400 円（過失割合 100%）専決年月日 令和 5 年 12 月 22 日

- ・救急車による人身及び物損事故

損害賠償額 357,551 円（過失割合 100%）専決年月日 令和 6 年 1 月 25 日

- ・道路維持管理上の瑕疵による物損事故

損害賠償額 64,279 円（過失割合 50%）専決年月日 令和 6 年 1 月 31 日

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める陳情

令和5年 11 月 16 日

尾張旭市議会議員 丸山幸子 様

陳情団体 参政党愛知第 7 支部

住所 日進市

支部長

(陳情の趣旨)

世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO 憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)(以下「国際保健規則」)を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関する WHO 条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月の WHO 総会以降の政府間交渉会議(INB)において、同時並行で進められています。

令和6年5月の WHO 総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。

現在 WHO のウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- 加盟国が WHO の勧告に従うことを予め約束し、WHO の勧告に法的拘束力を持たせる
- WHO が国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断が WHO の勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念されます。

また第18条に「虚偽の誤解を招く誤情報または技情報と闘う」と言う文言があり、WHO や政府の公約見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見・表現の自由が制限されてしまうことが想定されます。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとはいえない状況にあります。よって、下記の事項を実施するよう国に強く要望する旨の意見書を提出いただきたく、よろしくお願いいたします。

(陳情事項)

- 1 現在 WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること



パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書(案)

世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO 憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)(以下「国際保健規則」)を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関する WHO 条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月の WHO 総会以降の政府間交渉会議(INB)において、同時並行で進められている。

令和6年5月の WHO 総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在 WHO のウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- 加盟国が WHO の勧告に従うことを予め約束し、WHO の勧告に法的拘束力を持たせる
- WHO が国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断が WHO の勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

また第18条に「虚偽の誤解を招く誤情報または技情報と闘う」と言う文言があり、WHO や政府の公約見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見・表現の自由が制限されてしまうことが想定される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 現在 WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 11月 16日

参議院議長 長辻 秀久 殿

令和6年2月14日

尾張旭市市議会議員
丸山幸子 殿

陳情者

〒462-0046 愛知県名古屋市

電話番号

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める愛知県民の会
代表

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、2023年度だけで地方議会35か所、そのうち愛知県では、高浜市、幸田町、安城市、豊明市、津島市で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。近年は、陳情提出を受けて、アンケート調査を実施して初めて明らかになった自治体がほとんどです。

しかし尾張旭市では不採択となりました。理由の多くは、強制の実態がない、職員からの苦情がない等でした。しかし実態は調査していないので不明です。そこで今回は、議会から行政への実態の調査を要望するようにお願いする陳情をだしました。

例えば、千葉県長生（ちょうせい）村議会の調査結果でも、「政党機関紙の勧誘、購読の強要」の実態が明らかになりましたが、調査が行われるまで、職員は議員から受けているハラスメントについて「誰にも相談できなかった」というのです。上司や行政担当者にハラスメントの訴えの声が届いていないことが、ハラスメントが存在しないということではないのです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「尾張旭市役所内においては、職員に対する政党機関紙の勧誘行為が一切ない」と断言できない状況があるならば、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘に対して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

<陳情項目>

尾張旭市役所においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。



受理年月日	件名	提出者
R5. 11. 16	設備工事の分離発注について（お願い）	名古屋市中区大須四丁目10番32号 上前津KDビル6階 一般社団法人 愛知電業協会 会長 大野 智彦 名古屋市中区錦一丁目7番31号 山田ビル3階 一般社団法人 愛知県空調衛生工事業協会 会長 閑林 憲之
R5. 11. 27	令和6年度税制改正に関する提言について	瀬戸市見付町38-2 瀬戸商工会議所3階 公益社団法人 瀬戸旭法人会 会長 成田 順一
R5. 11. 27	令和6年度税制改正提言事項について	瀬戸市見付町38-2 瀬戸商工会議所3階 公益社団法人 瀬戸旭法人会 会長 成田 順一
R5. 11. 29	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	福岡県行橋市上稗田1097-1 小坪 慎也
R5. 12. 7	名古屋高裁判決を踏まえ、速やかに恣意的な生活保護基準引下げの見直しを求める会長声明	名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会 会長 小川 淳
R5. 12. 15	職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げと職員配置基準改善の意見書提出を求める陳情	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館405 全国福祉保育労働組合東海地方本部 執行委員長 塚本 洋平
R5. 12. 15	安全安心な保育を守り、職員が働き続けられる保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書提出を求める陳情	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館405 全国福祉保育労働組合東海地方本部 執行委員長 塚本 洋平
R5. 12. 21	要望書 「地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興に対する施策の拡充」	名古屋市中村区名駅4丁目4番38号 愛知県産業労働センター16階 愛知県商工会連合会 会長 新美 文二 尾張旭市東大道町原田2570番地3 尾張旭市商工会 会長 佐藤 勝美 外5名

尾張旭市議会基本条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会基本条例（平成30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次 前文 第1章～第6章 （略） 第7章 議会改革（第16条・<u>第17条</u>） 第8章 政務活動費（<u>第18条</u>） 第9章 議会機能の充実強化（<u>第19条—第21条</u>） 第10章 議員の政治倫理（<u>第22条—第24条</u>） 第11章 災害時の対応（<u>第25条</u>） 第12章 検証及び見直し（<u>第26条</u>） 第13章 委任（<u>第27条</u>） 附則 （会派） 第4条 （略） 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。 （1）・（2） （略） （3） 会派間で相互に協議及び調整を行い、<u>円滑かつ</u>効果的な議会運営に努めること。 （議会報告会・意見交換会） 第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報<u>及び</u>意見を交換する議会報告会及び意見交換会を<u>開催する</u> _____。 第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張	目次 前文 第1章～第6章 （略） 第7章 議会改革（第16条_____） 第8章 政務活動費（<u>第17条</u>） 第9章 議会機能の充実強化（<u>第18条—第20条</u>） 第10章 議員の政治倫理（<u>第21条—第23条</u>） 第11章 災害時の対応（<u>第24条</u>） 第12章 検証及び見直し（<u>第25条</u>） 第13章 委任（<u>第26条</u>） 附則 （会派） 第4条 （略） 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。 （1）・（2） （略） （3） 会派間で相互に協議及び調整を行い、<u>_____</u>効果的な議会運営に努めること。 （議会報告会・意見交換会） 第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報・<u>_____</u>意見を交換する議会報告会及び意見交換会を<u>通して説明責任を果たすとともに、市民の声を議会活動に反映するものとする。</u> 第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張

関係の保持に努めなければならない。 (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、<u>一問一答の方式で行うことができる。</u> (2) (略) (議決事件の拡大) 第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により<u>積極的に</u>____議決事件の追加を検討するものとする。 2 (略) 第16条 (略) (議会のあり方検討会の設置) 第17条 <u>議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することができる。</u> (政務活動費に関する透明性の確保) 第18条 (略) (議会事務局の体制) 第19条 (略) (議会図書の実充) 第20条 (略) (議員研修) 第21条 (略) 第22条 (略) (議員定数) 第23条 (略) (議員報酬)	関係の保持に努めなければならない。 (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式<u>を基本とする</u>_____。 (2) (略) (議決事件の拡大) 第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により<u>必要に応じて</u>議決事件の追加を検討するものとする。 2 (略) 第16条 (略) <u>2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。</u> (政務活動費に関する透明性の確保) 第17条 (略) (議会事務局の体制) 第18条 (略) (議会図書の実充) 第19条 (略) (議員研修) 第20条 (略) 第21条 (略) (議員定数) 第22条 (略) (議員報酬)
--	---

<u>第 2 4 条</u> (略)	<u>第 2 3 条</u> (略)
(災害時の議会对応)	(災害時の議会对応)
<u>第 2 5 条</u> (略)	<u>第 2 4 条</u> (略)
<u>第 2 6 条</u> (略)	<u>第 2 5 条</u> (略)
<u>第 2 7 条</u> (略)	<u>第 2 6 条</u> (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改 正 前	改 正 後
第4条 この条では、議会における会派の結成と役割を定めています。 第1項では、議会活動を円滑に行うため、議員は政策等を同じくする集まりにより、会派を結成することができることを定めています。なお、本市議会においては、2人以上の議員により会派を結成することができます。 第2項では、会派の役割を定めています。 (1)は、会派として、議員が行う政策立案、政策提言等の活動を支援することを定めています。 (2)及び(3)では、会派として、政策立案、政策提言等に関し、各派代表者会などを通じて、会派間で協議や調整を行い、<u>円滑で効果的な議会運営に努めることを定めています。</u> 【関連】 ・尾張旭市議会各派代表者会規約	第4条 この条では、議会における会派の結成と役割を定めています。 第1項では、議会活動を円滑に行うため、議員は政策等を同じくする集まりにより、会派を結成することができることを定めています。なお、本市議会においては、2人以上の議員により会派を結成することができます。 第2項では、会派の役割を定めています。 (1)は、会派として、議員が行う政策立案、政策提言等の活動を支援することを定めています。 (2)及び(3)では、会派として、政策立案、政策提言等に関し、各派代表者会などを通じて、会派間で協議や調整を行い、<u>_____効果的な議会運営に努めることを定めています。</u> 【関連】 ・尾張旭市議会各派代表者会規約
第7条 この条では、市民との意見交換の場の一つとして、議会報告会及び意見交換会を開催することを定めています。 市民の多様な意見を的確に把握するために、議会が市民に対して議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の意見を直接聞く機会として、<u>議会報告会及び意見交換会の開催について位置付けています</u> _____。 なお、議会報告会に関しては「尾張旭市議会報告会実施要綱」で、意見交換会に関しては「尾	第7条 この条では、市民との意見交換の場の一つとして、議会報告会及び意見交換会を開催することを定めています。 市民の多様な意見を的確に把握するために、議会が市民に対して議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の意見を直接聞く機会を設け、説明責任を果たすとともに、<u>さらには議会活動に反映させていくことを定めています。</u> なお、議会報告会に関しては「尾張旭市議会報告会実施要綱」で、意見交換会に関しては「尾

張旭市議会意見交換会実施要綱」で詳細を定めています。

【関連】

- ・尾張旭市議会報告会実施要綱
- ・尾張旭市議会意見交換会実施要綱

第10条

この条では、議員と市長その他執行機関との関係性について、緊張関係を保つための議会審議のあり方を定めています。

(1)は、質疑応答について、市民に論点及び争点を理解していただくために、一問一答の方式で行うことを定めています。

(2)は、市長その他執行機関が、議員から質問を受けた時、当該議員に対して確認(反問)できることを定めています。

【関連】

- ・議会運営に関する申し合わせ事項
- ・一般質問における質問方法の選択性にあつての申し合わせ事項
- ・尾張旭市議会の確認権(反問権)の実施要領

第13条

この条では、地方自治法第96条第1項で定められている「議会の議決すべき事件」について、議会の議事機関としての機能強化のため、積極的に議決事件の追加等を検討することを定めています。

なお、「議会の議決すべき事件」は同条第2項で、別に条例を定めて議決事件を追加できるとされていることから、本市議会として、例えば、市政全般にわたる重要な計画等を議決事件に追加することにより、計画の意義や重要性を認識し、行政運営を監視、評価できることになります。

張旭市議会意見交換会実施要綱」で詳細を定めています。

【関連】

- ・尾張旭市議会報告会実施要綱
- ・尾張旭市議会意見交換会実施要綱

第10条

この条では、議員と市長その他執行機関との関係性について、緊張関係を保つための議会審議のあり方を定めています。

(1)は、質疑応答について、市民に論点及び争点を理解していただくために、一問一答方式を基本とすることを定めています。

(2)は、市長その他執行機関が、議員から質問を受けた時、当該議員に対して確認(反問)できることを定めています。

【関連】

- ・議会運営に関する申し合わせ事項
- ・一般質問における質問方法の選択性にあつての申し合わせ事項
- ・尾張旭市議会の確認権(反問権)の実施要領

第13条

この条では、地方自治法第96条第1項で定められている「議会の議決すべき事件」について、議会の議事機関としての機能強化のため、必要に応じて議決事件の追加等を検討することを定めています。

なお、「議会の議決すべき事件」は同条第2項で、別に条例を定めて議決事件を追加できるとされていることから、本市議会として、例えば、市政全般にわたる重要な計画等を議決事件に追加することにより、計画の意義や重要性を認識し、行政運営を監視、評価できることになります。

第 16 条

この条では、議会として、本条例の施行後も継続して議会改革に取り組むことを表明しています。

第 17 条

この条では、議会として、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することについて定めています。

なお、委員の定数、役職や会議の運営などに
関する事項については、「議会のあり方検討会
設置要綱」（平成２６年４月施行）で定めてい
ます。

【関連】

・議会のあり方検討会設置要綱

第 16 条

この条では、議会として、本条例の施行後も継続して議会改革に取り組むことを表明しています。

議会としての理想のカタチ（あり方）及び現
状の課題について研究し、改善策及び解決策に
ついて協議・検討するなど、議会改革を推進す
る組織を設置することができることを定めて
います。

令和7年度議会費予算要望一覧

会派等名	内容	必要経費及び理由	要望額
令和あさひ	事務局員増員	令和7年度、8年度に愛知県市議会議長会の副会長、会長が順次回ってくることから、事務局の人員を増加し対応する必要があると思われます。	
市民クラブ	議場にプロジェクターを設置	議場で質問するときに、資料をスクリーンに投影し、質問した方が分かりやすい。現在は、自作資料（写真やパネル）を作成し、掲示しているが、議員席や傍聴席からは見えない。	議場用ノートパソコン 100,000円 プロジェクター 50,000円 スクリーン 30,000円
公明党 尾張旭市議団	議場にプロジェクター及びスクリーンを設置	説明のためにパネル等を持ち込んでいるが、傍聴席等からは小さくて見えない。	
	電子表決システムの導入	個々の議員の賛否の状況が明確になる。議場内のモニターやスクリーンに採決結果が表示されるため、傍聴者や配信映像をご覧になる方にも、採決結果を分かりやすく伝えられる。	
	議会改革について、市民や全国により分かりやすく発信するために、写真やイラスト等、工夫をしたまとめ資料（冊子・パンフレット、ダウンロード用データ等）作成の費用	平成23年度より議会改革が進んでいる。今年度からも議会みらい創造特別委員会を立ち上げ議論中であり、より市民等への発信を強化するため。	
	子ども向け議会の仕組み説明動画の作成費用	市議会HPにおいてキッズページが開設されているが、さらに分かりやすく多くの子どもたちに興味をもって見てもらうため、動画を用いてのリニューアルを提案する。	
	小中高大学生向けの議会見学会の拡大の費用	現状は小学生の議会・議場の見学等を行っているが、中高大学生へ拡大し、議会の役割や議員活動を知ってもらい、将来のまちの担い手となってもらえるために年齢層を拡大する。投票率向上も期待できる。	
	常任委員会の視察研修費の増額	今後、政策立案が進められる中で、視察等の回数が増加することが想定される。政策立案強化のために必要である。	

令和7年度議会費予算要望一覧

会派等名	内容	必要経費及び理由	要望額
日本共産党 尾張旭市議団	4階、5階の照明器具をLED化	本来、庁舎全体で検討すべき内容と考えるが、議会から意見を挙げることで公共施設全体の取り組みを促したい。 閉会時に使用されることもある委員会室。 4階の廊下照明の人感センサー。 事務局、正副議長室、会派室の照明。 優先度は、使用実態から検討する。	
	議会図書の電子書籍の導入	具体的に、何を購入するかということではないが、定期購読誌で議員全員が見られるようなものをペーパーレス推進の一環として導入する。	
愛知維新の会 尾張旭市議団	本会議場のモニター設置	中央から65～100インチ程度のモニターを2台吊り下げ、理事者側、議員傍聴席側が視（聴）覚的に確認出来るシステム、並びに機器の設置。 議案、質問等の資料を視覚的に表現して、十分理解していただく事は、議論の深さを補填すると考える。 モニター2機、設置工事費、必要に応じたシステム、点検保守各費	

5 財 第 9 4 号
令和6年2月16日

市議会議員 各位

尾張旭市長 柴 田 浩
(公印省略)

令和6年度当初予算説明書の表記について（通知）

令和6年度当初予算では、第六次総合計画の策定に伴う事務事業の整理を行いました。

議案審査での前年度対比等に配慮して、予算説明書説明欄については、下記のとおり新旧コードを併記する等の表記をしていますので、御承知おきください。

記

1 事務事業の表記について

第六次総合計画の策定に伴う事務事業の整理の経過措置として、事業コードが変更となるものについては、新旧コードを併記しています。

< 例：説明欄（歳出） >

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	○市民活動課	
1 報酬	77	44-0301 [54-0301] 青少年相談事業	115
令和5年度予算と同一のコード 体系で区分しています。		地域協力員委嘱式講師謝礼	25
		消耗品費	90
		44-0302 [54-0301] 青少年相談事業	130
		印刷製本費	80
事業コードが変更になるものは新コードを〔 〕内に記載しています。			

2 予算所管課の表記について

令和6年度の組織変更に伴い予算所管課が変更となる場合は、括弧書きで令和5年度の予算所管課を併記しています。

なお、令和6年3月議会の議案審査における説明及び質疑応答については、令和5年度の予算所管課により対応させていただきますので、御承知おきください。

< 例：説明欄（歳入・歳出共通） >

節		説 明	
区 分	金 額		
8 旅費	千円 346	○ <u>広報戦略課（広報広聴課）</u> 81-0101 広報誌発行事業 広報誌配達委託料	令和5年度所管課を（ ）内に記載しています。 115 25
⋮	⋮	⋮	

担当 総務部財政課財政係
 電話 7 6 － 8 1 1 3 （直通）
 内線 2 6 3 ・ 2 6 4